（様式２）

令和　　年　　月　　日

滋賀県知事　あて

住　所

商号または名称

担当者の氏名　　　　　　　　　　　　　㊞

守秘義務に関する誓約書

当社は、滋賀県水産試験場本館等整備事業（以下「事業」という。）につき、「滋賀県水産試験場本館等整備事業マーケットサウンディング実施要領」（以下「実施要領」という。）に記載されたヒアリングによるマーケットサウンディング（以下「ヒアリング」という。）への参加申込み（以下「申込」という。）を行うにあたって、以下の条項を遵守することを誓約します。

（秘密保持義務）

第１条　当社は、滋賀県との間で行ったヒアリングに関する情報（以下「秘密情報等」という。）を秘密として管理するものとし、貴県の書面による事前の承諾を得ずに、いかなる第三者にもこれを開示いたしません。また、貴県の事前承諾を得て第三者に秘密情報等を開示する場合は、当該第三者に対して、本誓約書における内容と同等の当社に対する契約上の守秘義務を負わせるものとします。ただし、当社に対する官公庁または法令、条例、規則等（以下「法令等」という。）の要求により秘密情報等を開示する必要が発生した場合は、当社は、事前に貴県にその旨を書面により通知した上で、当該要求に対応するために必要な範囲に限り、貴県による承諾および守秘義務契約の締結なくして第三者に秘密情報等を開示することといたします。

２　当社は、貴県から秘密情報等が、貴県または当該情報の提供者の業務上重要な情報であり、これが第三者に開示された場合には、貴県または情報提供者の業務および事業に重大な影響を与えるものであることを了解し、秘密情報等を、善良な管理者としての注意をもって取り扱うことを約束します。

３　当社は、秘密情報等の複写、複製は、目的達成のために必要最小限の範囲でのみ行うことといたします。また、当社は、複写物および複製物についても秘密情報等の管理と同等の管理を行うことを約束いたします。

４　当社は、自らの責任において、前項の定めにより秘密情報等の全部または一部を開示した者をして本誓約書に定める義務を遵守させるものとし、これらの者がかかる義務に違反した場合には、当社が本誓約書に違反したとみなされて責任を負うことを約束します。

（個人情報の取扱い）

第２条　秘密情報等のうち個人情報に該当するものについては、法令等により貴県および当社に認められる範囲内でのみ利用し、保持し、かつ、法令等により貴県および当社に要求される限度の適切な管理を行うことを約束します。

（存続期間）

第３条　本誓約書に基づき当社が負う義務は、当社が事業の募集への応募を行うか否かに関わらず、存続するものとします。

（損害賠償義務）

第４条　当社は、当社の本誓約書に違反する行為により秘密情報等が漏洩した事実またはその兆候がある場合には、速やかに貴県に報告した上で、貴県の指示に従って次の事項について対応いたします。

⑴　事実関係の把握

⑵　秘密情報等の所有者によって識別される本人その他関係者に対する通知

⑶　原因の究明と再発防止

⑷　秘密情報等の返還、廃棄等

⑸　その他対応を要する事項

２　当社の本誓約書に違反する行為により秘密情報等が漏洩した場合、当社は、これにより貴県または第三者に生じた損害を、直接賠償いたします。